

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2003-174541(P2003-174541A)

【公開日】平成15年6月20日(2003.6.20)

【出願番号】特願2001-370985(P2001-370985)

【国際特許分類第7版】

H 04 N 1/00

B 65 H 5/06

B 65 H 5/38

G 03 B 27/46

G 03 G 15/00

H 04 N 1/04

【F I】

H 04 N 1/00 108 Q

B 65 H 5/06 D

B 65 H 5/38

G 03 B 27/46 A

G 03 G 15/00 107

H 04 N 1/12 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月18日(2004.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を読み取るプラテンガラスと、

原稿を前記プラテンガラスに搬送する読み取給送手段と、

前記読み取給送手段から前記プラテンガラスへ原稿を案内する案内手段と、

前記プラテンガラスを介して原稿の画像を読み取る画像読み取手段とを有し、

前記読み取給送手段は回転体対であって、前記回転体対のニップの接線方向が前記案内手段の案内方向と交差するように前記回転体対を配置したことを特徴とする画像読み取装置。

【請求項2】

前記案内手段の案内方向の前記プラテンガラスに対する角度を45度以上としたことを特徴とする請求項1記載の画像読み取装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するために、本発明に係る画像形成装置の代表的な構成は、画像を読み取るプラテンガラスと、原稿を前記プラテンガラスに搬送する読み取給送手段と、前記読み取給送手段から前記プラテンガラスへ原稿を案内する案内手段と、前記プラテンガラスを介

して原稿の画像を読み取る画像読取手段とを有し、前記読取給送手段は回転体対であって、前記回転体対のニップの接線方向が前記案内手段の案内方向と交差するように前記回転体対を配置したことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

ここで、読取給送手段としての回転体対であるリードローラ22とリード従動ローラ14によって形成されるニップが、案内手段である入口ガイド61の案内方向に対してプラテンガラス161側に傾くように(図中矢印B方向)、リードローラ22及びリード従動ローラ14を配置している。従って、リードローラ22及びリード従動ローラ14によって搬送される原稿Pは、入口ガイド61の面に沿って搬送される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

上記説明した従来例(図6参照)においては、入口ガイド262とプラテンガイド266で形成される原稿バスと略平行に原稿が搬送されるようにリードローラ222とリード従動ローラ214のニップが配置され、原稿をプラテンガラス261に案内していた。これに対し本実施形態においては上記構成としたことにより、原稿Pと入口ガイド61とが密着する。従って原稿先端がガイドの角度変化などの特異点であるジャンプ台162に衝突しても、原稿Pが逃げるガイド空間(図6に示す空間263に相当)を抑制することができる。これにより安定した一定の速度で原稿を搬送することが可能となり、原稿の進みが遅くなつて読み取った画像に部分的な画像の伸びが生じるという画像不良を起こすことなく、良好な画像を得ることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図6】

